

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第8項
処 分 の 概 要：19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための 教習の課程の指定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の 指定に関する規則第1条第8項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための 教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係 電話0952-98-2220 内線230
備 考：